

令和元年 7月 1日

報道関係者各位

不破消防組合職員の懲戒処分について

本消防組合の職員に対し、地方公務員法第29条に基づく懲戒処分を行ったので公表します。

- 1 被処分者 消防司令補 男性 50代
- 2 処分内容 停職6月
- 3 処分年月日 令和元年6月28日
- 4 事実の概要

被処分者は、20代男性職員に対し、コミュニケーション等の一環と称し、乱暴な言葉や行為を繰り返し、職場の秩序を著しく乱したものの。

5 管理監督責任

上記職員の処分に伴い、部下職員に対する管理監督責任として、管理監督職員1名に対し、下記の処分を行いました。

消防署長 戒告
その他、関係職員1名に訓告を行いました。

6 消防長コメント

この度は、住民皆様の生命、身体を守るべき職務にある中、あるまじき行為であり、被害にあわれた職員、家族の方々、また住民の皆様方には、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。

今後、再びこのような事態が起きないように今以上に注意喚起の上、全職員に綱紀粛正を徹底し、住民の皆様方の信頼を回復するよう最大限努めてまいります。